

入札公告

委託業務について、次のとおり公募型指名競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第22条において準用する同規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成29年2月21日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 森本 泰介

1 入札に付する事項

(1) 案件名称

京都市立病院医療系廃棄物収集運搬業務

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 履行期限

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 契約方式

単価契約

(5) 品名

医療系廃棄物

(6) 契約条件

仕様書のとおり

(7) 入札方法

入札は、入札者（代理人を含む。）による入札書の直接提出により行うものとし、郵送等による入札は認めないものとする。

(8) 入札保証金

免除

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 京都市の指名競争入札有資格者名簿（物品関係）に搭載されていること。

(2) 公告の日から入札の日において、競争入札参加資格停止を受け、その期間中でないこと。

(3) 京都市内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有すること。

(4) 京都市内で有効となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律における特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けており、当該許可の許可証に記載されている事業の範囲に、

感染性産業廃棄物が含まれていること。

- (5) 京都市内で有効となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律における産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けており、当該許可の許可証に記載されている事業の範囲に、廃プラスチック類が含まれていること。

3 入札手続き

- (1) 入札参加申込書の提出
(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、上記入札に参加する者に必要な資格を有することを証する書類として、許可証の写しを期日までに提出すること。審査結果については、口頭により通知するものとする。

- (3) 入札参加申込書の提出期間

公告の日から平成29年3月3日（金）午後5時までとする。

なお、受付時間は土、日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

- (4) 入札に参加する者に必要な資格の申請書類の提出期間

公告の日から平成29年3月3日（金）午後5時までとする。

なお、受付時間は土、日及び休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

- (5) 指名競争入札通知書及び入札書の交付

入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、申請者に指名競争入札参加資格があるものと認められるときは、指名競争入札通知書及び入札書を交付する。

- (6) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、理事長に対し、書面により、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

イ 3(6)アの規定により理由の説明を求めようとする者は、3(2)の規定による通知を受けた日から平成29年3月7日（火）午後5時までの間に、書面を3(7)の場所へ持参し提出しなければならない。

なお、受付時間は土、日及び休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

理事長は、書面の提出があったときは、書面による回答を発送する。

- (7) 入札参加申込書の交付及び提出並びに入札に参加する者に必要な資格の申請書類の提出場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院事務局管理担当

（電話 075-311-5311 内線2564）

4 入札及び開札の日時、場所等

(1) 日時

平成29年3月10日（金）午後1時30分

(2) 場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院本館5階会議室

(3) 入札及び開札方法

入札書は封筒に入れ、封印して持参すること。入札終了後、直ちに開札を行い、落札予定者を決定することとする。

5 入札予定価格

金4,351,140円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

本件入札は単価契約であるが、入札金額及び落札の決定は総価によって行う。

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の108分の100に相当する金額（当該金額は、0.01円単位までとすること）にそれぞれ仕様書別表第1の排出予定量を乗じたものの合計金額（以下「総価」という。）を記載すること。落札決定は、この総価の比較によって行い、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とする。

(2) 契約の締結は、入札書に記載された単価に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）により、単価契約を行う。

6 落札決定日

(1) 落札決定日は、平成29年3月17日（金）とする。落札者に対しては、落札した旨を落札決定日に電話にて通知する。落札者以外の入札参加者に対しては、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、土、日及び休日を除く。）以内に請求があつた場合に限り、落札結果を口頭により通知する。

(2) 落札者とならなかつた者は、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、土、日及び休日を除く。）以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭により行う。

7 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しなかつたときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために作った準備行為等に係る費用が既に発生していても、契約者は、その費用を地方独立行政法人京都市立病院機構に請求することはできない。

8 その他

- (1) 仕様書等に定める内容を適正に履行することができ、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者予定者とする。
- (2) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書や、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

平成29年度

「京都市立病院医療系廃棄物収集運搬業務」

委託仕様書

京都市立病院機構理念

- 市民のいのちと健康を守ります。
- 患者中心の最適な医療を提供します。
- 地域と一体となって健康長寿のまちづくりに貢献します。

京都市立病院憲章

- 質の高い安全な医療を提供するとともに、地域の医療水準の向上に貢献します。
- 患者の権利と尊厳を尊重し、心のこもった医療を提供します。
- 救急や災害時における地域に必要な医療を提供するとともに、地域住民の健康の維持・増進に貢献します。
- 病院運営に参画する事業者等とのパートナーシップを強め、健全な病院経営に努めます。
- 職員の育成に努め、職員が自信と誇りを持ち、全力で医療に従事できる職場環境を作ります。

地方独立行政法人京都市立病院機構

「京都市立病院医療系廃棄物収集運搬業務」委託仕様書

第1章 総則

1 委託業務名称

京都市立病院医療系廃棄物収集運搬業務

2 業務場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

3 委託業務期間（又は契約期間）

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

4 趣旨

本書は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下、「法人」という。）が運営する京都市立病院における「京都市立病院医療系廃棄物収集運搬業務」の仕様書である。業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令、及び地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程を遵守するとともに、本仕様書に基づき業務の遂行にあたること。

5 用語の定義

監督職員とは、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第40条に規定する職員をいい、この契約において京都市立病院事務局管理担当に所属する職員をいう。

第2章 委託事項

1 業務内容

法人（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対し、以下の業務を委託する。

- (1) 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の収集・運搬に関すること。
- (2) 産業廃棄物（廃プラスチック類）の収集・運搬に関すること。

2 事業の許可範囲等

乙は、業務の着手に先立ち、乙の事業の許可範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し確認を受けること。なお、許可事項に変更があった時は、乙は、すみやかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出すること。

3 排出予定数量

別表第1による。

4 実施方法

(1) 感染性廃棄物

乙は、感染性廃棄物について、甲の指定場所（北別館 廃棄物保管棟内特別管理産業廃棄物集積場）において、感染性廃棄物の収集を行い、別途契約の産業廃棄物処理業者（京都市伏見区横大路千両松町126番地 株京都環境保全公社）まで運搬すること。

ア 感染性廃棄物が保管専用施設内に常時確実に収容できるよう、週3回以上収集すること。特に夏季においては、二次感染の防止、廃棄物の腐敗による悪臭発生を考慮し、収集間隔を短くすること。なお甲の連絡により収集を行う場合は、1回当たりの最低数量を5,000リッター以上とする。

イ 収集作業は、監督職員の勤務時間内(概ね平日の午前9時～午後4時)に行うこと。

ウ 感染性廃棄物の収集運搬には、2t以上の保冷車を使用して行うこと。

エ 院内の保管場所に集積した廃棄物の量が、運搬車両の積載容量を超えるため一度に収集できないときは、すみやかに収集車の増便を行い、集積場に一定時間を超えて感染性廃棄物が滞留しないように心がけること。

(2) 廃プラスチック類

乙は、甲の指定場所（本館西側及び北別館 廃棄物集積場）において、廃プラスチック類の収集を行い、別途契約の産業廃棄物処理業者（京都市伏見区横大路千両松町126番地 株京都環境保全公社）まで運搬すること。

ア 本館西側廃棄物集積場の収集については、専用容器（2t（4m³）程度のコンテナを想定）を常時設置し、容器の容量を超えないうちに搬出すること。収集方法は、廃棄物が積載されたコンテナと空のコンテナを入れ替えて行うこととする。

イ 北別館廃棄物集積場の収集については、常時確実に収容できるよう収集間隔（概ね週2回程度）を調整し、一定量を超えて廃棄物が滞留しないように心がけること。廃棄物の収集は、運搬中に廃棄物が飛散・落下する恐れがない形状の運搬車を用いること。また、コンテナ車（2t（4m³））を用いる場合は、運搬中に積載物が飛散・落下することのないよう、幌で全体を覆う等の措置を講じ、確実に固定すること。

ウ 運搬中に積載物が飛散・落下することのないよう、幌で全体を覆う等の措置を講じ、確実に固定すること。

(3) 個人情報を含む廃プラスチック類

乙は、甲の指定場所（北別館 廃棄物集積場）において、個人情報を含む廃プラスチック類の収集（積込み作業を含む）を行い、別途契約の産業廃棄物処理業者（京都市伏見区横大路千両松町126番地 株京都環境保全公社）まで運搬すること。

ア 乙は、廃棄物が甲の集積場（施錠可能な倉庫）に常時確実に収容できるよう収集間隔（概ね週2回程度）を調整し、一定量を超えて廃棄物が滞留しないように心がけること。

イ 廃棄物の収集は、運搬中に廃棄物が飛散・落下する恐れがない形状の運搬車を用いること。また、コンテナ車（2t（4m³））を用いる場合は、運搬中に積載物が飛散・落下することのないよう、幌で全体を覆う等の措置を講じ、確実に固定すること。

と。

5 委託料

甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、業務が終了した当該期間の金額を支払う。金額は別途契約書にて定める単価に基づき算出する。

支払いは、1箇月単位（月の大小による日数の多少は考慮しない）とする。

6 一般事項

(1) 乙は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督職員と協議すること。

(2) 乙は、仕様書によることが困難又は不都合な場合、監督職員と協議すること。

7 業務の実施

(1) 乙は、業務の実施に先立ち、収集場所の現況及び仕様書に基づく業務内容を、業務従事者に周知徹底すること。

(2) 業務実施中異常を認めたときで、緊急を要する場合は、速やかに監督職員に報告すること。

(3) 病院敷地内への車両の乗り入れ、積込みに際しては、弱者施設であることを充分考慮し細心の注意をはらい作業を行うこと。

(4) 乙は、甲から委託された収集・運搬業務について、下請けに業務を行わせることを禁止する。

8 業務の報告

乙は、甲から委託された運搬業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、マニフェストの交付されたものについては、マニフェストの返送をもって報告書に代えることができる。

9 契約の解除

乙の義務違反により甲が解除した場合は、乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬・処理の業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

10 契約解除等の場合の賠償

契約の解除等により乙に生じる損害について、甲はその損害を賠償しない。

11 再委託の禁止

(1) 乙は、本契約に係る履行の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。

(2) 乙がこの条項に違反したときは、本契約をただちに取り消すものとする。

12 疑義・その他

- (1) 業務上知り得たことについては、契約期間の内外を問わず、甲の許可を得ずに外部に公表又は漏らしてはならない。特に患者様等に係る個人情報については、言動を慎むこと。
- (2) 契約締結後、乙は速やかに前項に係る誓約書を提出すること。
- (3) 乙の取扱不備・操作不良等により甲の施設を損傷させたときは、乙の責任において原状に復旧すること。
- (4) 本業務を逐行するにあたり乙の責に帰する理由により、第三者の工作物・人畜等に損害を与えたときは、甲はその責任を負わない。乙は、その責任において一切を解決し、その賠償をしなければならない。また、派遣作業員の負傷についても同様とする。
- (5) 本仕様書に疑義がある場合は、関係法令に従い、その都度甲乙双方が誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

別表第1

廃棄物の種別	廃棄物の排出予定量
感染性廃棄物	感染性廃棄物 約118,400リットル／月 血液等汚染物 約5,100リットル／月 注射針 約14,800リットル／月
廃プラスチック類	約162,000リットル／月
個人情報を含む廃プラスチック類	約15,000リットル／月

*排出予定量は、過去の実績による平均的な数値であり、増減する場合がある。

入札参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 地方独立行政法人
京都市立病院機構 理事長

住所

商号 (法人の場合は名称)

氏名 (法人の場合は代表者の職・氏名)

下記の入札案件に係る指名競争入札に参加を申し込みします。

記

1 入札案件

京都市立病院医療系廃棄物収集運搬業務

2 入札期日

平成29年3月10日 (金) 午後1時30分

3 担当者名

4 連絡先

T E L

F A X